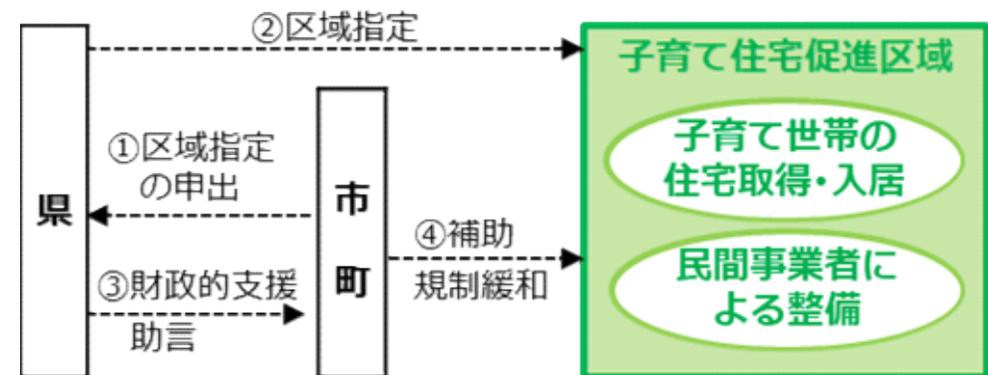


# 初の「子育て住宅促進区域」の指定

若者・Z世代応援パッケージとして重点的に支援を行う「子育て住宅促進区域」の初の指定を行います。

地区名	尼崎市阪急沿線地区 尼崎市阪神沿線地区	指定年月日	令和6年7月16日
-----	------------------------	-------	-----------

**子育て住宅促進区域とは、**  
住まいや住環境が充実している又は充実させようとしている地域について、市町の申出を受け、県が指定するもの



**区域指定後は、**  
県及び市町が、住宅の取得や子育て支援施設の開設等に対し支援を行い、子育てしやすい住まいや住環境づくりに取り組む

## ■ 民間住宅への入居支援

子育て世帯が暮らしやすい良質な住宅の取得補助等  
(新築住宅200万円、中古住宅60万円)

## ■ 子育て支援施設の開設支援

空きテナントへの子育て支援施設開設費の補助  
(300万円/初年度)

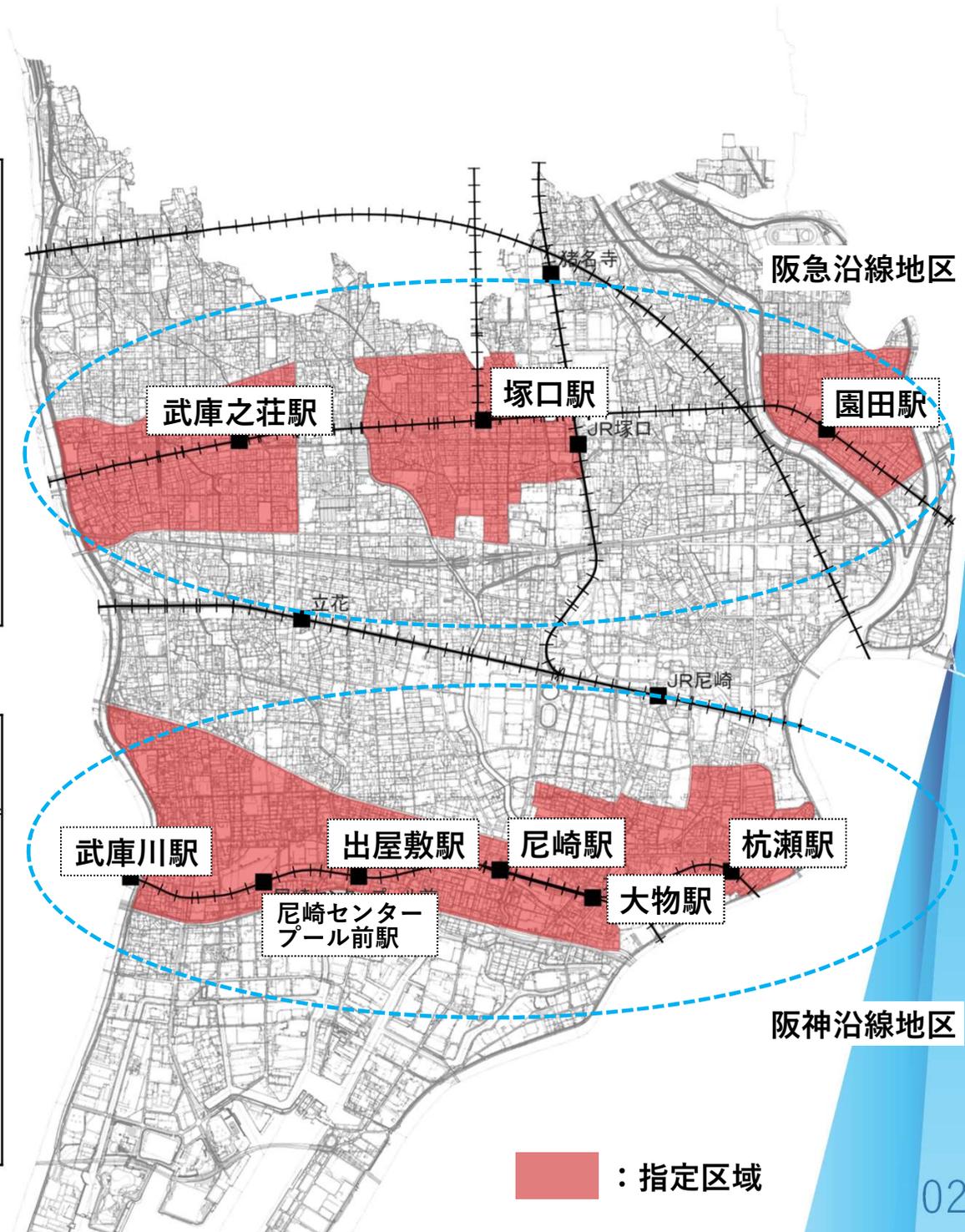
## 地区の概要

### 尼崎市 阪急沿線 地区

駅周辺に商業施設等が立地するとともに、駅徒歩圏に敷地が大きい宅地が多く存在するなどゆとりある良好な住環境を持つ住宅地で、住宅取得や子育て支援施設の開設等を支援し、良質な住宅地の保全を図る

### 尼崎市 阪神沿線 地区

昔ながらの町工場の雰囲気が残り、駅からの徒歩圏を中心に住宅と商業施設が立地するなど利便性が高い市街地で、中古住宅の取得や改修等を支援し、子育てしやすい住宅地への誘導を図る



# 事業の広報

- 「不動産情報サイト アットホーム」と連携し、阪神間の暮らしやすさや住宅施策の内容を分かりやすく伝えるとともに、物件検索も可能とすることで、インターネットで住宅探しをする子育て世帯等へ周知を行い、施策の実効性向上を図る

[イメージ] 「不動産情報サイト アットホーム」内に兵庫県の事業HPを作成

不動産情報サイト アットホーム



掲載場所：近畿エリア物件検索結果画面  
 対象種目：賃貸物件、売買物件  
 運営会社：アットホーム株式会社

「不動産情報サイト アットホーム」内に作成した兵庫県の事業HP



▶  
 バナーをクリックすれば  
 事業HPが開くよう設定



URL : <https://www.athome.co.jp/ads/otr/hyogo>

# 子育て住宅促進区域で実施予定の事業



区域内で、『新築・中古戸建住宅取得補助』、『戸建住宅賃貸化補助』、『子育て支援施設開設支援』を実施し、令和6年8月1日から受付開始予定

事業名	事業概要	助成額	件数等	対象住宅の主な要件
<u>新築戸建住宅取得補助</u>	ファミリー世帯(※)に該当する世帯の、要件を満たす戸建住宅の取得を支援	200万円	50世帯(抽選)	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積、延床面積とも100㎡以上</li> <li>2階建て以下</li> <li>長期優良住宅(耐震性・劣化対策等)</li> <li>安全性の確保(転落の危険防止、ドアの指挟み防止等)</li> <li>区域指定(令和6年7月16日)以降に契約を締結すること</li> </ul>
<u>中古戸建住宅取得補助</u>		60万円	20世帯(抽選)	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積、延床面積とも100㎡以上</li> <li>耐震性の確保</li> <li>安全性の確保(転落の危険防止、ドアの指挟み防止等)</li> <li>インスペクション(建物状況調査)の実施</li> <li>区域指定(令和6年7月16日)以降に契約を締結すること</li> </ul>

※ファミリー世帯：夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯又は中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯

# 子育て住宅促進区域で実施予定の事業



事業名	事業概要	助成額	件数等	対象となる主な要件
戸建住宅賃貸化改修補助	中古戸建住宅をサブリース（一括借上げして転貸）するために必要な改修費用の一部を支援	60万円 (補助率： 対象経費の 1/2)	5件 (先着)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人所有の戸建住宅の所有者で、JTIの「マイホーム借り上げ制度」を利用する者、又は個人所有の戸建住宅を借り上げ、子育て世帯等に転貸しようとする者</li> <li>・一戸建ての住宅（長屋を含む。）であること</li> <li>・耐震性能を有するもの</li> <li>・安全性の確保（転倒の危険防止、ドアの指挟み防止等）</li> <li>・改修工事の着工前に市に申請すること</li> </ul>
子育て支援施設開設補助	商業施設等の空き区画で子育て支援施設を開設するために必要となる工事費や整備費、賃料等の一部を支援	500万円 (初年度： 300万円、 2～3年目 100万円) (補助率： 対象経費の 2/3)	4件 (先着)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援施設（児童ホーム、学習塾、親子交流施設等）を開設し事業を行う者</li> <li>・1年以上の入居実績があり、3か月以上使用されていない空き区画であること</li> <li>・当該区画に係る賃貸借契約を締結する者</li> <li>・3年以上の事業継続が見込まれるもの</li> <li>・耐震性能を有するもの</li> <li>・開設に係る工事等の着工前に市に申請すること</li> </ul>